

いじめの防止等のために

～教職員用ハンドブック～



京都府教育委員会
Kyoto Prefectural Board of Education

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。近年では、情報技術の進展に伴う急激な社会変化の中で、SNSを介したいじめが増加する等、いじめはますます複雑化・潜在化しており、生徒指導上の大きな課題となっています。

京都府教育委員会では、これまでから、京都府いじめ調査におけるアンケート調査の実施等により、児童生徒が「嫌な思いをした」ことを積極的に把握し、いじめをできる限り早期に発見して解消に取り組んできたところです。

また、平成27年度には、「いじめの防止等のために～教職員用ハンドブック～」（第二版）を発行し、いじめの定義や特徴、いじめへの対処、いじめの未然防止等について、基本的な認識や考え方を周知するなど、各学校での取組等が充実するよう支援してきました。

しかしながら、最近の学校内外を取り巻く環境の急速な変化もあり、教職員の理解不足や経験不足によって、いじめ防止対策推進法等に基づいた対応が行われなかったり、また、熱心な先生ほど「自分で解決しなければ…」といった思いが強く、一人で抱え込んでしまうことも危惧されます。

そのような状況にならないために、すべての教職員が、いじめについての知識の整理や系統的な理解を一層進め、校長のリーダーシップのもと、専門家や関係機関等と連携し、組織としていじめの未然防止、早期発見、適切な対処に取り組むことが徹底されなければなりません。

さらに、府内で毎年発生しているいじめの重大事態については、どの児童生徒にも、どの学校・学級にも発生し得ることと捉えて、発生した場合にはいじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等を踏まえ、速やかに対処し、再発防止に向けて取り組んでいく必要があります。

そのため、今回、以下をポイントとして、「いじめ防止等のために～教職員用ハンドブック～」（第三版）を発行することとしました。

- ◇ 第Ⅰ章では、教職経験が浅い教職員にとっても理解しやすいよう、いじめ防止等に関する基本的な事項であるいじめの定義・構造、いじめの態様等について記載。
- ◇ 第Ⅱ章から第Ⅳ章では、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」について段階別に記載。児童生徒の変化に気付くためのチェックリスト、教職員が自身の行動を点検できるチェックリストも掲載。
- ◇ 第Ⅴ章では、「いじめの重大事態」について適切に対処することができるよう、重大事態の捉え方や対処、再発防止等について記載。

いじめの問題については、教職員がチームとして協働し、組織的に対処することが必要であり、組織として取り組んでいく中で、個々の教職員のいじめに対する感度も高めることが大切です。

すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう、管理職はもとより、教職員一人一人がこのハンドブックを積極的に活用し、いじめの問題に取り組んでください。

令和3年3月

京都府教育委員会

～ 目 次 ～

本ハンドブックでは、いじめの指導・対応について、以下の5つの章立てによりその具体的な内容を詳しく解説していますので、十分に確認し、研修会等で共通理解を図ってください。

<p>第Ⅰ章 いじめを理解する</p>	<p>いじめはどの児童生徒にも、どの学校・学級にも起こり得るものであり、いじめの対処には、関係する法律や方針を理解し、児童生徒の実情に応じた対策を推進することが必要です。この章は、いじめに対して基本的な知識を深めることができる内容について記載しています。</p>	<p>(1) いじめとは ……1 ～いじめの定義の理解～ (2) いじめに見られる集団構造の理解 ……1 ～いじめの四層構造～ (3) いじめの態様の理解 ……2 (4) ネットいじめの理解 ……3 (5) 学校いじめ防止基本方針についての理解 ……3</p>
<p>第Ⅱ章 いじめの未然防止</p>	<p>児童生徒が安心して過ごすことができる学校づくりを進めるため、すべての教職員が一丸となって未然防止に取り組んでいくことが必要です。この章は、未然防止のため、すべての児童生徒を対象として学校全体で必要な指導や支援について記載しています。</p>	<p>(1) 学級・学校経営（魅力ある学校づくり） ……4 (2) 教職員の言動・姿勢 ……5 (3) 教職員の研修 ……5 (4) 家庭や地域との連携 ……6 (5) 特に配慮が必要な児童生徒への対応 ……6</p>
<p>第Ⅲ章 いじめの早期発見</p>	<p>日頃から教職員は、児童生徒との信頼関係を構築し、潜在化しやすいいじめを見逃さない能力等を向上させることが必要です。この章は、一人一人の教職員が、<u>児童生徒の小さな変化に気づき、いじめの早期発見につなげるために必要な指導や支援</u>について記載しています。</p>	<p>(1) 京都府いじめ調査について ……7 (2) いじめの発見のきっかけ ……8 (3) 早期発見のための手立て ……8 ～相談しやすい環境づくりをすすめるために～ ★「いじめの早期発見チェックリスト」 ……10</p>
<p>第Ⅳ章 いじめへの対処</p>	<p>いじめの発見、いじめの兆候が見られたら、速やかに報告・連絡・相談を行い、組織的に対処することが重要です。この章は、<u>児童生徒への指導・支援、保護者への対応をチームとして迅速かつ丁寧に行うために必要な指導や支援</u>について記載しています。</p>	<p>(1) 学校いじめ防止対策組織の機能 ……11 (2) 組織的ないじめへの対処の流れ ……12 (3) 学校が行う児童生徒への指導・支援 ……13 (4) 学校が行う保護者との連携 ……14 (5) 態様別指導と支援 ……15 (6) いじめへの対処の評価・点検 ……16 ★「いじめへの対処チェックリスト」 ……17</p>
<p>第Ⅴ章 いじめの重大事態への対処</p>	<p>いじめにより、いじめ防止対策推進法に示す重大な被害が児童生徒に生じた疑いがあると認めるときには、<u>重大事態として速やかに調査を始め、再発防止を図るなど、適切に対処する必要があります</u>。この章は、<u>いじめの重大事態への対処</u>について記載しています。</p>	<p>(1) 重大事態とは ……18 (2) 重大事態の事例 ……19 (3) 重大事態の対処の流れ ……20 (4) 学校における重大事態の調査等 ……21 (5) 重大事態の再発防止 ……22</p>

★「いじめの防止等に役立つ参考資料」を裏表紙に掲載しています。ぜひ活用してください。

本ハンドブックで説明や引用する関連法律や方針、ガイドライン等を以下のように省略して記載しています。

- 「法」 …… 「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）
- 「国基本方針」 …… 「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月策定、平成29年3月改定）
- 「ガイドライン」 …… 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月策定）
- 「府基本方針」 …… 「京都府いじめ防止基本方針」（平成26年4月策定、平成30年4月改定）
- 「学校基本方針」 …… 「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止対策推進法により学校に策定義務あり）

第I章 いじめを理解する

いじめは、どの学校・学級でも起こり得るものであり、どの児童生徒でもいじめる側、いじめられる側、発見する側になることを理解する必要があります。学級の中で身近に発生する可能性のあるいじめを未然に防いだり、早期発見を行ったり、適切な対処を行ったりするには、いじめの定義、集団構造（四層構造）、態様についての理解を深めることが重要です。

この章では、いじめに関する基本的な知識を深めることができる内容についてまとめています。

(1) いじめとは ～いじめの定義の理解～

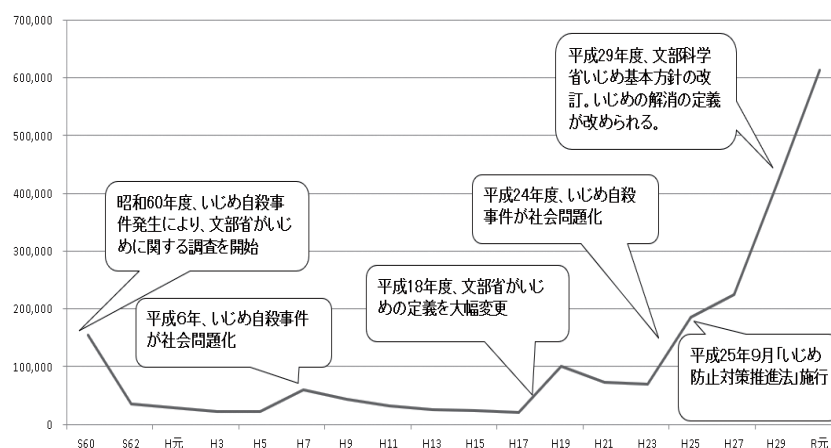
昭和60年度、全国各地でいじめによる自殺事件が発生し、文部省（当時）が初めていじめに関する調査を開始し、翌年「いじめの定義」が示されました。

平成6年には愛知県で発生した中学生いじめ自殺事件が社会問題化し、定義が一部変更されました。

その後、平成18年度には、いじめの実態をより適切に把握するため、定義が大幅に変更されました。

こうした経緯の中、平成23年に発生した大津市でのいじめ自殺事件を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。法において、いじめは次のように定義されています。

いじめの認知（発生）件数の推移（全校種を含む）



文部科学省 令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

いじめ防止対策推進法 第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2～4 （略）

※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(2) いじめに見られる集団構造の理解 ～いじめの四層構造～

いじめは、主に学校や学級、SNS上で、一部の児童生徒のノリや感覚的嗜好により「生意気」「変わっている」など身勝手な理由で、悪口、陰口、いたずら、使い走り等、特定の児童生徒に対して意図的かつ悪意のある行為として発生します。

さらに、それらを放置すると群集心理が重なって、無視、忌避・排除（仲間外れ）、金品強要、犯罪教唆、暴行など徐々に行為がエスカレートしていきことがあります。

いじめは意識的かつ集団的に行われることが多く、いじめられている児童生徒は他者との関係を断ち切られて絶望的な心理に追い込まれます。最悪の場合、被害者の児童生徒が登校できなくなったり、自殺に追い込まれたりする場合があります。

しかし、そこには、ある個人を意図的に孤立させようとする構図だけではなく、「遊び」や「ふざけ」といった意図的ではない構図も前提にあり、いじめている者にはいじめられているという認識がなく、結果的にいじめが深刻化していく場合もあります。

しかも、いじめは「いじめられている者（被害者）」と「いじめている者（加害者）」だけでなく、「はやし立てたり面白がったりする周りの者（観衆）」や、「見て見ぬふりをしたりおびえている周りの者（傍観者）」が存在する四層構造になっている場合が多く見られ、周りにいる「傍観者」や「観衆」が是認・黙認していると、いじめがエスカレートしていきます。

さらに、こうした四層構造は決して固定化されたものではなく、「いじめられている者」「いじめている者」「観衆」「傍観者」の立場は、「流動化」して入れ替わる場合もあります。

いじめはエスカレートしてからでは対応が難しくなるケースが多く、教職員や保護者がいじめを早期に発見し、組織的かつ丁寧に対応することが大切です。

いじめの四層構造



被害者：いじめられている者
 加害者：いじめている者
 観衆：はやし立てたり面白がったりする周りの者
 傍観者：見て見ぬふりをしたりおびえている周りの者

京都府教育委員会作成

(3) いじめの態様の理解

法第2条の「心理的又は物理的な影響を与える行為」を具体的に示したものが「いじめの態様」です。いじめの態様については、国基本方針に記載があり、下表により、8つの分類とその具体的な事例、抵触する可能性のある刑罰法規等がまとめられています。いじめには背景があり、解決に向けて適切な対応を行うには、いじめの態様を確認し、どのような心身の苦痛を感じているのかを把握する必要があります。

いじめの態様についての8類型表

※「いじめの態様別の指導と支援」についてはP.15を参照。

	分類	具体的な事例	抵触する可能性のある刑罰法規等
①	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	・嫌なあだ名、悪口や陰口を言われる。 ・学校に来たら危害を加えると脅される。	脅迫、名誉毀損、侮辱
②	仲間はずれ、集団による無視をされる。	・遊びや話をする仲間に入れてもらえない。 ・故意に避けられたり、机を離されたりする。	刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
③	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	・「プロレスごっこ」と称して、押さえつけられたり、技をかけられたりする。	暴行
④	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	・顔を殴られたり、足を蹴られたりして、骨を折るケガやひどい打撲を負わされる。	暴行、傷害
⑤	金品をたかられる。	・現金や所持品等を巻き上げられる。 ・食べ物をおごれ、と強要される。	恐喝
⑥	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	・上履きや筆箱等の所持品を捨てられる。 ・自転車を故意に壊される。	窃盗、器物損壊等
⑦	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	・危害を加えると脅され、無理やり万引きをさせられる。 ・危害を加えると脅され、ズボンや下着を脱がされる。	強要、強制わいせつ
⑧	パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる。	・SNS上に実名を挙げられ真実でないことを書き込みされる。	脅迫、名誉毀損、侮辱

(4) インターネットを通じて行われる「ネットいじめ」の理解

法第2条で示されている「インターネットを通じて行われるもの」（以下「ネットいじめ」という。）とは、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を通じて、個人のページに悪口を書き込み誹謗・中傷をしたり、無視や仲間外れをしたり、投稿された画像や動画などの個人情報を本人の許可なく共有するといった行為を受けることをいい、被害が短期間で拡大する極めて悪質なものです。



ネットいじめに関する注意すべき課題について、次の①～③を理解しておくことが必要です。

- ①いじめは集団的に、また「遊び」や「ふざけ」といった意図的ではない要素で行われることも多く、簡単に行われる書き込みや投稿等により、誰でも「いじめられる側」にも「いじめられる側」にもなってしまうこと。
- ②SNSでは、容易に情報の収集や加工ができるため、児童生徒の個人情報や画像等がネット上に流出し、それらが悪用されてしまうこと。
- ③保護者や教職員など身近な大人が、児童生徒の携帯電話やインターネットの利用実態を十分に把握しておらず、「ネット上のいじめ」を発見することが困難なため、その実態を把握し効果的な対策を講じる必要があること。

文部科学省「「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）」を参考に京都府教育委員会作成

(5) 学校いじめ防止基本方針についての理解

第I章の最後に、学校に策定が義務付けられている「学校いじめ防止基本方針」について説明します。

いじめ防止対策推進法 第13条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

法では、国、地方公共団体および学校等がいじめの対処を行うことへの責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定を求めています（国、学校は義務、地方公共団体は努力義務）。これを受けて、文部科学省は国基本方針、京都府は府基本方針を策定しており、府内の全市町（組合）教育委員会においても、いじめ防止基本方針が策定されています。

学校では、府基本方針や市町（組合）教育委員会のいじめ防止基本方針を参考にし、学校の状況を十分に踏まえ、学校基本方針が策定されています。

学校基本方針は、学校が行う必要があるいじめの対処についての内容がすべてまとめられているもので、教職員は十分に理解しておく必要があります。

また、年度当初には、職員会議等で共通理解を図るとともに、国基本方針、府基本方針等の改定や学校でのいじめについての取組や課題等を見直す場合には、学校基本方針を改定する必要があります。

（右は、平成29年3月に改定された国基本方針の改定ポイントを示しており、学校基本方針はこれを踏まえた内容になっているか、確認する必要があります。）

【いじめの防止等のための基本的な方針】 （国基本方針、平成29年3月改定のポイント）

- ①けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断すること。
- ②学校評価において、取組状況（アンケート、面談、研修状況等）を評価項目に位置付けること。（第II～IV章参照）
- ③教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、法の規定に違反すること。（P.4参照）
- ④児童生徒がいじめの問題について、正面から向き合う「道徳教育」を充実させること。（P.4参照）
- ⑤いじめが安易に「解消」とされ、対応がなされない現状を受け、「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要があると規定。（P.12参照）
- ⑥保護者及び地域に対する周知、協力を得ること。（P.6参照）
- ⑦学校として特に配慮が必要な児童生徒への対応を行うこと。（P.6参照）

第Ⅱ章 いじめの未然防止

法第8条では、以下のように示されています。学校及び学校の教職員には、関係機関と連携を図り、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめを認知した場合は迅速に対処する責務があり、この責務を果たさなければ、法の規定に違反し得ることになります。この責務を教職員が適切に果たすことができるよう、第Ⅱ章～第Ⅳ章では、いじめの未然防止及び早期発見、いじめの対処についてまとめています。

いじめ防止対策推進法 第8条（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

この章では、法第8条に示されているいじめの防止に取り組めるよう、すべての児童生徒を対象にいじめを発生させないための未然防止の方策について3つの観点を示しています。1つには、自校の学校基本方針を理解し、学校教育全体を通して魅力ある学校・学級づくりを行う観点。2つには、教職員の言動・姿勢を常に点検する観点。そして、3つには、家庭、地域とともに社会総がかりでいじめの防止を推進する観点です。また、特に配慮が必要な児童生徒への対応についてもまとめています。

（1）学校・学級経営（魅力ある学校づくり）

いじめの未然防止のためには、すべての児童生徒が、自己有用感や充実感を感じられるような「居場所づくり」を行うことが大切です。また、児童生徒自らが主体的・協働的に取り組む活動を通して「絆づくり」を行うことも大切です。



すべての児童生徒にとって魅力ある学校・学級づくりのポイント

- ◎ 勉強や人間関係等のストレスを軽減できるように、分かりやすい授業づくりや一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ◎ 学級活動やホームルーム活動で、学級をよりよくするための方法や学級のきまりを児童生徒と担任との話し合いにより決定することは、人権を大切に作る集団を育てることになる。
- ◎ 多様な考えが出るような学級の雰囲気は「価値観のちがい」を理解し、「自己有用感」を育てる集団をつくることにつながる。
- ◎ どのようなことがいじめにあたるのか、いじめは重大な人権侵害であることなど、いじめを許さない観点からの道徳教育を行う。
- ◎ 「いじめ防止キャンペーン」「いいところみつけ」「異学年交流体験や縦割り活動」等、児童生徒の実態に合わせて、児童生徒による主体的な活動を行うことが絆づくりにつながる。
- ◎ 児童会・生徒会活動の中で、標語やスローガン、ポスターを作成し、児童生徒、保護者、教職員、地域住民等が目にする場所に掲示するなど、いじめを許さない雰囲気を高める。
- ◎ 修学旅行や集団宿泊の行事、運動会や文化祭などの特別活動における行事や取組は、よりよい人間関係を築くよい機会と意識する。

解説 ～特別活動の充実はいじめの未然防止につながります～

上記のポイントには、特別活動の内容が多く含まれています。楽しく豊かな学校・学級をつくる特別活動には、いじめを許さない・いじめに負けない学級の雰囲気を醸成したり、児童生徒間の望ましい人間関係を形成したりする機能があります。特別活動を中心に集団生活の中で互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ぶことにより、所属感や連帯感、互いの結び付きなどが培われ、いじめの未然防止において重要な役割を果たします。

(2) 教職員の言動・姿勢

日常の指導の中での教職員の言動・姿勢は、児童生徒との信頼関係の構築や、いじめの未然防止の観点からも重要です。教職員が日頃から心がけておくべきことや指導・支援の場面での自らの言動・姿勢について、点検し、見直す機会を持つことが大切です。

以下とともに、「いじめへの対処チェックリスト」(P.17参照)も活用してください。

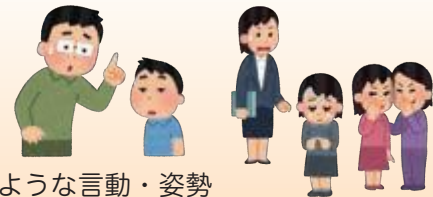
日頃から心がけておくべきこと

- ◎ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢を児童生徒に示すこと。
- ◎ 児童生徒が教職員への信頼感と学校生活に安心感をもてるような言動・姿勢を心がけること。
- ◎ 個々の児童生徒を注意深く観察する姿勢を常に持ち続けること。
- ◎ 児童生徒からの相談は「いつでも聞く」という姿勢を示すこと。
- ◎ 児童生徒の思いに耳を傾けること。
- ◎ 個人のプライバシーを守ること。
- ◎ 児童生徒のよいところを目を向けること。
- ◎ いじめは、どの児童生徒にも、どの学校・学級にも起こり得るものであるという認識をもち、「自分の学校では、いじめなんか起こるはずがない」と思い込まないこと。



こんな言動・姿勢はありませんか？ こんな指導になっていませんか？

- ◎ 児童生徒に対する人権上の配慮を欠いた言動・姿勢
- ◎ 児童生徒の上下関係を肯定・助長するような言動・姿勢
- ◎ 児童生徒に対する抑圧的で一方的な言動・姿勢
- ◎ いじめに対して妥協・黙認してしまうような言動・姿勢
- ◎ 教職員間でのパワハラまがいの乱暴な言動・姿勢
- ◎ 児童生徒の競争意識をあおったり、比較し、違いを強調するような言動・姿勢



(3) 教職員の研修

いじめの未然防止のためには、管理職のリーダーシップのもと、全教職員が一致して、児童生徒の人権が尊重された学校づくりを行うことが重要であり、児童生徒の些細な変化や危険信号を見逃さない教職員の人権感覚が求められます。そのためには、いじめについて継続的かつ計画的に研修を実施していく必要があります。以下は、教職員研修の具体例です。

いじめの基本方針・未然防止・早期発見・対応について研修しましょう！

- ◎ 年度始めに、全教職員で学校基本方針を確認するとともに、具体的な取組についても共通理解を図り、必要に応じ学校基本方針の修正を協議する。
- ◎ 学校で実施するアンケート調査を機械的に処理するのではなく、自校の特徴を分析し、その情報を全教職員で共有する。加えて、未然防止の取組の充実に向けて協議する。
- ◎ 新聞等で報道された事象や自校で起こった事象を題材として、事例研究形式の研修で、いじめに対する認識を深める。事象を用いる場合は、個人情報やプライバシーに十分配慮する。
- ◎ 「いじめへの対処チェックリスト」(P.17参照)等を活用して、教職員のいじめに関する気付きの感度を高める研修を実施する。
- ◎ 「教職員人権研修ハンドブック」や「人権学習資料集」、「人権学習実践事例集」を活用して、研修会を実施する。
- ◎ 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等と連携して、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を実施する。
- ◎ PTAとの共催で、外部講師を招聘した研修会等を実施する。

(4) 家庭や地域との連携

いじめの未然防止には、家庭や地域との連携が不可欠です。とりわけ、保護者とは「いじめは重大な人権侵害である」という共通認識を持つことが大切です。家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるように学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する必要があります。

日頃から心がけておくべきこと

- ◎ 児童生徒の些細な変化など、より多くの情報を集めて正確な状況の把握に努め、気になる場合はきめ細かく家庭と連携し、情報を共有すること。
- ◎ 学校基本方針は、ホームページへの掲載等の方法により、保護者や地域住民が内容を確認できるようにすること。
- ◎ P T Aの人権研修会等でいじめに関する理解を深め合うこと。
- ◎ 学校から家庭や地域に対して、学年・学級だよりなどの発行により積極的に情報を発信し、保護者に理解してもらうよう努めること。
- ◎ 家庭や地域からの声に真摯に耳を傾けながら、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や学校評議員を活用し、地域と一体となっていじめの防止に努めること。
- ◎ 地域の行事等に関心を持ち積極的に参加するとともに、児童生徒にも行事への参加を働きかけること。
- ◎ スクールサポーター（退職警察官）等と連携した情報モラル教育をはじめとした非行防止教室を開催し、保護者への周知・積極的な参加を促すこと。（授業参観日に開催するなどの工夫）

(5) 特に配慮が必要な児童生徒への対応

特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な配慮を行うために、すべての教職員がその特性や背景を把握し、共通理解を図り、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を行うことが大切です。以下に具体的な例を示しています。

様々な状況に置かれた児童生徒への適切な配慮ができていますか

- ◎ 発達障害を含む、障害のある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえ、必要な配慮を行いましょ。
- ◎ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国にルーツのある児童生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、いじめにつながるようなことがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、注意深く見守り、必要な配慮を行いましょ。
- ◎ 性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、教職員が性的指向・性自認について理解し、該当児童生徒に対する心のケアを適切に行い、配慮しながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止に取り組みましょ。
- ◎ 社会的・経済的に困難な状況に置かれている児童生徒については、当該児童生徒の人権上の課題や生活背景を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行いましょ。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症等の感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底しましょ。
- ◎ 災害により被災した児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、該当児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組みましょ。

第Ⅲ章 いじめの早期発見

法第2条では、児童生徒が心身の苦痛を感じるものをいじめと定義していますが、いじめの態様によっては、児童生徒の心理的な苦痛が見えにくく、早期に発見することが難しい場合があります。そのため、いじめの早期発見には、教職員が児童生徒の些細な変化やサインに気付くことが大切になります。この章では、いじめ調査（アンケート）、教職員がいじめに気付くためのきっかけや手立て、児童生徒への聴き取りや面談・相談で配慮すべき点についてまとめています。

(1) 京都府いじめ調査について

京都府では、平成25年度から児童生徒へのいじめアンケート調査と聴き取り調査を組み合わせた「京都府いじめ調査」を年に2回実施しています。児童生徒1,000人当たりのいじめ認知件数は、京都府は全国に比べて高い傾向にあります。これは、いじめを早期に発見・対処するために、「嫌な思いをした」事案から幅広く丁寧にいじめの状況を把握できるようにした結果であると考えています。

このように、いじめについて幅広く丁寧に把握しようとする姿勢が大切です。

また、いじめアンケート調査はいじめを早期に発見して対処することを目的として実施していることを教職員が理解し、児童生徒に対してもその目的を十分に説明した上で実施する必要があります。

京都府いじめ調査実施上の留意点

「京都府いじめ調査」は、児童生徒にとって教職員にいじめを訴える機会であるため、実施に当たっては、教職員全体で実施方法や留意点について共通理解しておくことが大切です。事前の指導や事後の聴き取りを丁寧にいきましょう。

- 調査実施について事前の指導を行い、記入しやすい環境を整えた上で、児童生徒の状況や発達段階に応じて実施することが必要です。特に配慮が必要な場合は、聴き取りによる調査も可能です。
- 特に、いじめられている児童生徒は、その場で記入することが難しい状況も考えられるため、実施方法については、児童生徒が記入しやすいよう配慮することが必要です。
- 不登校等の何らかの事情によりいじめ調査が実施できない児童生徒もいます。これらの児童生徒にこそ重大ないじめが隠されているとの危機感をもって対処することが必要です。
- 個別に聴き取りを行う場合、聴き取りを行う時間や場所等について配慮することが必要です。
- アンケートにより収集した情報は記録し、教職員間で共有することが必要です。

京都府いじめ調査の解消・未解消の区分

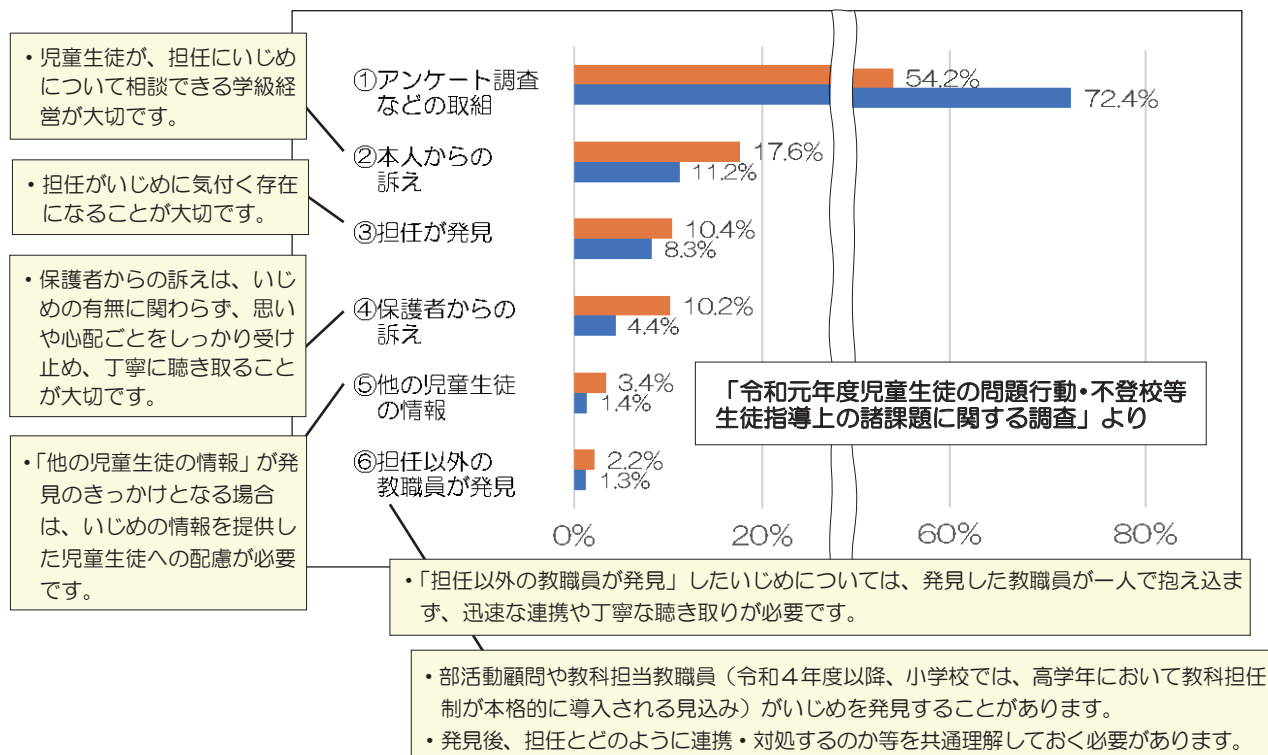
いじめが「解消している」状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」と「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つが満たされている必要があります。いじめアンケート調査の記載や聴き取りをもとに、次の区分によっていじめの解消・未解消について判断し、その後の継続的な指導につなげます。

- 要指導：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
- 要支援：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
- 見守り：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。
- 解 消：いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの。
(相当の期間とは、少なくとも3か月間を目安とする)

(2) いじめの発見のきっかけ

京都府におけるいじめの発見のきっかけは、次のグラフからわかるとおり、「アンケート調査などの取組」が70%を超えており、いじめアンケート調査がいじめの早期発見に効果的であることがわかります。

しかし、アンケート調査だけに頼っている教職員は、いじめに気付く感度が高いとは言えません。他の発見のきっかけも重要であることを十分認識するようにしましょう。



早期発見のため、章末に「いじめの早期発見チェックリスト」（P.10参照）を掲載していますので活用してください。

(3) 早期発見のための手立て

いじめを早期に発見するためには、日常の児童生徒の些細な変化に気付く感度が求められます。そのためには、毎日の観察や声かけなどを通じて、児童生徒をよく理解するとともに、信頼関係を構築しておくことが必要です。ここでは教職員の気付きの感度を高められるような手立てを紹介します。

●日々の観察…児童生徒がいるところには、教職員がいる体制

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に児童生徒の様子に目を配ります。「児童生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童生徒とともに過ごす機会を積極的に設けることは、児童生徒に安心感を与えるとともに、いじめの発見に効果があります。一人一人の児童生徒を理解した上で、いじめを発見する視点を持つことが重要です。



●観察の視点…集団を見る視点が必要 ～いじめは集団をみる～

いじめは、いじめられる者といじめる者だけではなく、集団の問題であり、すべての児童生徒に関わる問題であることから、いじめが起りにくい集団づくりを行うことが大切です。学級集団の中で、授業や活動等の場面において孤立している児童生徒がいなかったかを常に観察しておくことが、いじめの早期発見につながります。



●連絡帳・生活ノート等からの児童生徒のサイン ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

児童生徒の連絡帳や生活ノート、作品・作文等において、気になる記載を見つけた場合には、他の教職員と情報を共有した上で、教育相談・面談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応します。日頃からコメントのやりとりをしておくことは、児童生徒との信頼関係の基盤となり、些細な変化への気付きにもつながります。



●教育相談(面談等) ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

全児童生徒を対象とした定期的な教育相談(面談)期間を設定し、担任等と児童生徒が対面で話を聴く場面において、いじめが発見されることがあります。教育相談(面談)で児童生徒が教職員に気軽に悩みを相談できるようにするためには、お互いの信頼関係を築いた上で実施することが大切です。また、教育相談(面談)期間の前には、教職員研修を実施するなど、教職員のカウンセリングの技法を身に付けておく必要があります。



相談しやすい環境づくりをすすめるために

児童生徒や保護者からの相談に対しては、全教職員で次のような点について共通理解を図りましょう。また、スクールカウンセラー等の専門家を講師としたカウンセリングの技法を高める研修会を行うなど、教育相談や面談のための研修を行うことも効果的です。

●本人からの相談には

日頃から教職員のいじめの問題への対応姿勢を伝えるようにします。そして、実際に本人から相談があった場合には、「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」などと伝えるとともに、具体的な手立てを考えなければなりません。例えば、保健室や相談室等、一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、本人の心のケアに努めながら、不安を解消する方法を一緒に考えることが大切です。「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いを持つことなく傾聴します。その際、事実関係の客観的な把握にこだわり過ぎて、状況の聴取だけにならないように注意します。



●周りの子どもからの相談には

いじめを相談したことにより、その児童生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童生徒から見えない場所や聴取するための時間を確保した上で、訴えを真摯に受け止めます。その際には、事後の報告のために時系列の事実確認と記録が必要です。「よく言ってきたね。」とその勇氣ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えて安心感を与えます。



●保護者からの相談には

保護者がいじめに気付いたときに、いつでも学校へ相談できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておくことが大切です。信頼関係を築くことは容易なことではありませんが、日頃から、児童生徒の良いところや気になるところなど、学校での様子について、保護者に丁寧に伝えることが大切です。相談や面談の際には、保護者の気持ちや思いをしっかりと聴く姿勢が重要です。経験の浅い教職員が対応する場合、複数で対応する等の配慮も必要です。



いじめの早期発見チェックリスト

いじめの早期発見のために、児童生徒を観察する視点を示しています。このチェックリストは例示であり、これ以外にも様々な場面を想定し、児童生徒のサインを見逃さないようにしましょう。

	チェック項目	チェック
登校時	遅刻・欠席が目立つようになる。	
	始業時刻ぎりぎりの登校が目立つようになる。	
	他の子どもより早く登校する。	
	挨拶や出席確認の時に声が小さい(しない)。	
	担任が来るまで廊下で待っている。	
授業中	一人遅れて教室に入ってくる。	
	周囲の子どもから座る場所(机・椅子等)を避けられる。	
	用具、机、椅子等が散乱している。	
	机、教科書、ノート等に落書きや汚れがある。	
	教科書や学習用具が隠されたり、なくなったりする。	
	提出物や授業道具等の忘れ物・紛失が目立つ。	
	授業中ぼんやりしたり、うつむいていることが多く、発言しなくなる。	
	正しい答えを冷やかされたり、笑われたりする。	
	発言すると周囲がざわつく。	
	ゲーム中にパスが渡らない。ボールを拾いに行かされる。	
	学級の代表や係等を決めるときに、ふざけ半分で推薦される。	
	グループ分け等で孤立し、話し合いの輪に入れない。	
その子へのプリント類の配布を嫌がる雰囲気がある。		
実習や実験等の後片付けをいつもさせられている。		
休憩時間	仲間に入れず、一人でボツンと過ごすことが多い。	
	教室や図書室に一人でいる。	
	今まで一緒だったグループから外されている。	
	居場所がなく階段や廊下をウロウロしている。	
	教室移動のとき、荷物を持たされている。	
	ブレスごっこで負ける役、鬼ごっこで鬼の役をさせられていることが多い。	
	遊んでいる時にも特定の相手に必要以上に気を遣う。	
	遊びで使った道具の後片付けをいつもさせられている。	
一人で寂しそうに教室に戻ってくる。		
昼食・清掃時	その子が配膳すると嫌がられる。	
	食べ物にいたずら(盛り付けない、多く盛り付ける、意図的な配り忘れ)をされる。	
	机を寄せて席を作ろうとしない。寄せても隙間がある。	
	笑顔がなく、黙って一人で食べている。	
	給食を残したり、食欲がなくなったりする。	
	準備や片付け等を押し付けられている。	
	その子の机や椅子が運ばれず、放置されている。	
	その子の机や椅子が蹴られたり、掃除用具で叩かれたりする。	
	他の子と離れ、一人黙々と掃除している。	
	皆の嫌がる分担任をいつもしている。	
目の前や机の周囲にごみを捨てられる。		
掃除が終わっても、後片付けを一人でしている。		
掃除の後の授業に遅れてくるのがよくある。		

	チェック項目	チェック
部活・学校行事	部活動の欠席が増え、理由がはっきりしない。	
	一人で、大変な仕事(準備、片付け)をさせられている。	
	特定の子もだけが、集中的に練習させられている。	
	練習のふりをして、ボールを当てられたり、体当たりされたりしている。	
	用具を隠される。	
終礼・放課後・下校時	休憩中に一人でいるなど孤立している。	
	ペア練習の時、いつも取り残される。	
	他の部員から強い口調で注意されたり、使い走りさせられたりしている。	
	特定の子もが終わりの会で追及される。	
学校生活全体を通して	何か問題が起こると、いつも特定の子のせいになる。	
	鞆、靴、傘等、持ち物を隠されたり、紛失したりする。	
	机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしている。	
	ゴミ箱の中やトイレに持ち物や衣服が捨てられている。	
	急いで下校する。又は、いつまでも学校に残っている。	
	皆の荷物を持たされる。	
	通常の通学路を通らずに帰宅する。	
	自転車通学なのに、自分の自転車に乗らず、たびたび走らされている。	
	元気がなくぼんやりしていることが多い。	
	頭痛や腹痛を訴え、保健室やトイレに頻繁に行く。	
保健室や相談室に来る回数が多くなる。		
特に用事がないのによく職員室に来る。		
教職員に相談したそうに寄ってくる。		
理由のはっきりしない衣服の汚れや破れ、すり傷等がある。		
沈んだ表情や緊張した様子、おどおどした様子が見られる。		
不自然な言動が見られ、周囲の動向を気にする。		
教職員と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。		
様々な場面で笑いものにされたり、からかわれたり命令されたりする。		
叩かれる、押される、蹴られる等、ちょっかいを出される。		
悪口を言われても、曖昧な笑いでごまかしている。		
その他	必要以上のお金を持っている。	
	席替えや班決めで特定の子どもの隣や近くの席を嫌がる。	
	ふざけた雰囲気の中で、クラス委員等が選ばれる。	
	掲示物(書写や絵画等の作品)にいたずらされる。	
	校舎内の柱や壁等に悪口や傷つくような内容の落書きをされている。	
	嫌がらせ(中傷)の紙切れやメモがある。	
	陰口を言われている。	
	一人で行動することを嫌い、1日中特定のグループで固まって行動している。	
特定の子どもを無視したり、仲間だけに分かるようなサインを使っている。		

※ いじめの早期発見チェックリストを各学校で活用する場合に参照してください。



第Ⅳ章 いじめへの対処

いじめの事実があると思われるときは、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校の組織的な対応につなげなければなりません。組織として対応方針を決定し、いじめへの対処を行うことが重要です。この章では、学校が設置するいじめ防止対策組織の構成メンバーや組織が担うべき役割、いじめへの対処を行う際の教職員の指導や支援等についてまとめています。そして、最後にいじめへの対処を評価・点検することについて説明しています。

(1) 学校いじめ防止対策組織の機能

いじめへの対処は、教職員一人で抱えるものではなく初期段階から組織的に行います。その際、教職員は個人で判断をせず、法第22条で各学校に設置が義務付けられている「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ防止対策組織」という。）にすべての情報を共有し、その情報を基に組織的に対処できる体制とすることが重要です。

いじめ防止対策推進法 第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

組織的に対処することにより、複数の視点による状況の見立てが可能となり、また、必要に応じて専門家等が参加することで、より実効的ないじめへの対処にもつながります。学校いじめ防止対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめに取り組むに当たって中核となる役割を担う組織であり、この組織についてすべての教職員が共通理解し、校長のリーダーシップのもと、教職員全員が「いじめを許さない」という強い意志を持ち、学校全体で未然防止や早期発見も含めたいじめの問題に取り組むことが大切です。法や国基本方針では、下図のような構成員と役割が想定されています。

学校いじめ防止対策組織（イメージ）

●法や国基本方針に示されている学校のいじめの問題に取り組む中核となる組織

- ・職員会議、生徒指導部会や教育相談部会と区別して、会議を開催する。
- ・会議は定例開催し（毎週）、その他必要になった場合も開催し、心理や福祉等の専門家も参加する。
- ・いじめについての情報は、教職員から日常的に組織の中心的な役割を担う生徒指導担当に集約し、速やかに管理職に報告する。

構成員

管理職、主幹教諭、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、医療の専門家等

※メンバーは学校規模や実態等に
応じて柔軟に構成してください。

学校いじめ防止対策組織の役割

●いじめの未然防止・早期発見・いじめの事案への対処

- ・いじめを許さない環境づくり、相談・通報窓口の設置、情報の整理と収集した記録の確認、いじめアンケート調査等の実施と分析
- ・児童生徒への指導・支援体制と対処の方針の決定、保護者・地域との連携
- ・いじめを防止するための対策の年間計画の作成・実行・検証・修正、いじめについての校内研修会の計画や企画
- ・学校基本方針の見直しと組織の機能点検

連携・相談

スクール
ロイヤー

スクール
サポーター

児童相
談所等

医師

周知・説明

支援・意見

保護者・地域
(コミュニティ・スクール、学校評議員等)

国立教育政策研究所オンライン研修教材「いじめ対策のポイントといじめ防止基本方針の改定」を参考に京都府教育委員会作成

(2) いじめへの組織的な対処の流れ

学校としていじめへの対処を組織的に行うためには、教職員一人一人がいじめの対処の手順やその中で役割について理解しておく必要があります。下図では、いじめの発見・報告から情報の収集・集約、指導・支援体制の構築、児童生徒への指導・支援、保護者との連携、いじめの解消、評価・点検までの対処の流れを例示しています。

いじめへの組織的な対処の流れ（例）

1 いじめの発見・報告	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の変化への気付きや、アンケート調査、相談によりいじめを発見した場合は、<u>速やかに学校いじめ防止対策組織に報告する。</u>
2 情報の収集・集約	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止対策組織は、教職員、児童生徒、保護者、地域の方等から、いじめに関する情報を収集し、<u>事実と憶測や推測を区別して、すべて記録する。</u>
3 指導・支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 校長のリーダーシップのもと、<u>集約した情報をもとに方針を決定し、指導・支援体制を構築する。</u> 役割を分担するに当たり、具体的に、いつ、誰が、どのように指導・支援を行うのかを明確にする。
4-A 児童生徒への指導・支援	4-B 保護者との連携
<ul style="list-style-type: none"> いじめられる者、いじめている者、周りの者（観衆・傍観者）に対して、<u>児童生徒の状況や背景に配慮しつつ、担任をはじめ、信頼関係のある教職員を中心に組織的に、迅速かつ丁寧</u>に指導・支援する。 いじめは人格や生命をおびやかす行為であることを全教職員が認識した上で、児童生徒にその認識を言動で示しながら指導・支援する。 →詳しくは本章（3）へ 	<ul style="list-style-type: none"> 組織的に指導・支援の方針を立て、家庭訪問等で事実関係等を迅速かつ正確に伝える。 いじめに至った要因や背景について、<u>学校と保護者とで共通理解を図り、ともに解決していこうとする姿勢</u>で継続的に対応する。 →詳しくは本章（4）へ
5 いじめの解消	<ul style="list-style-type: none"> いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。<u>いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。</u> <ol style="list-style-type: none"> いじめに係る行為が止んでいること (止んでいる状態が相当の期間(3ヶ月間を目安)継続していること) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと 解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導、環境づくりを継続的に行う。 ※ただし、これらの要件が満たされている状態であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
6 評価・点検	<ul style="list-style-type: none"> いじめへの対処は適切だったのか、学校で作成されているいじめ対応マニュアル等のいじめを防止するための計画は実行されていたのか等を評価・点検し、必要に応じて<u>学校基本方針を効果的に見直し、改善を図る。</u> →詳しくは本章（6）へ

(3) 学校が行う児童生徒への指導・支援

ここでは、前ページ④-Aに示した児童生徒への基本的な指導・支援の流れを詳しく説明します。

いじめられている者（被害者）への指導・支援

- ① 安心感を与える
 - ・事実を共感的に受け止め、緊張感を解くため、まず話を十分に傾聴します。(※ P.14右上二次元コード)
 - ・「徹底的に守り通す」という強い意思を伝えて、秘密を守ることを約束します。
- ② 気持ちに寄り添う
 - ・つらさや悔しさを温かく受け止め、具体的支援内容を示し、今後の対処を一緒に考えます。
 - ・信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携することを伝え、本人の気持ちを十分に考慮します。
- ③ 気持ちを安定させ、自信を持たせる
 - ・具体的な手立てを示し、仕返し・仲間外しなどの不安感や恐怖心を取り除きます。
 - ・良い点を認め励まし、自信を与え自己肯定感を高め、自信回復への積極的な支援をします。
- ④ 仲間づくりへの援助をする
 - ・自尊感情回復のため、集団に溶け込みやすい雰囲気や活躍できる居場所を作ります。
 - ・表面的な変化を捉えて解決したと判断せず、見守りながら支援を継続します。

いじている者（加害者）への指導・支援

- ① 指導の雰囲気をづくり、事実の確認をする
 - ・いじめた気持ちや状況、背景を十分に聴き、言葉に耳を傾ける姿勢を作らせます。
 - ・いじめの事実関係、背景、理由等の客観的事実を早急かつ慎重に確認します。(※ P.14右上二次元コード)
 - ・いじている者が複数いる場合は、必ず同時に個別に聴き取り、口裏合わせ等を防ぎます。
 - ・いじめの事実を認めない場合でも、いじめられた者の気持ちを考えさせ少しずつ確認します。
- ② 反応に応じて指導する
 - ・心理的背景の理解に努め、問題を繰り返さないよう適切な解決方法を示します。
 - ・いじている者の背景を把握した上で、いじめの正当化を許さず、責任転嫁や嘘をつかせないことが大切です。
- ③ 反省を促す指導をする
 - ・いじめは人格を傷つけ、生命をもおびやかす行為であることを理解させ、いじめられている者の心の痛みに気付かせることで、いじめを完全にやめさせます。
 - ・いじめに至った自分の心情や立場を振り返らせ、今後の生き方について考えさせます。
 - ・不満や遺恨・陰湿化や潜在化に注意する必要があります。
 - ・触法行為や生命が危険にさらされる可能性がある場合は、警察等とも連携して対処します。
- ④ 反省を深化させる指導を行う
 - ・学級等への所属感を高め、他者との好ましい人間関係づくりを長期的に観察・支援します。
 - ・形だけの仲直りにせず、不満やストレスを感じてもいじめに向かわせない力を継続的に育ていく必要があります。
 - ・他の教職員や周囲の児童生徒から、その後の情報を引き続き収集します。

周りの者（観衆・傍観者）への指導・支援

- ① 状況を把握する
 - ・複数の児童生徒に対して、いじめを助長する雰囲気や行為、発言がなかったかを確認します。
 - ・情報提供者（児童生徒）に迷惑が及ばないように配慮する必要があります。(※ P.14右上二次元コード)
- ② 全体指導の可否判断をする
 - ・いじめられた者とその保護者の了解を得て、十分に配慮し、慎重に判断します。
- ③ 自分自身の問題として自覚させる
 - ・観衆や傍観者の行動が被害者の心情に影響を与えることを、いじめの構造や心理面から理解させます。
 - ・児童生徒の内面に訴えかけ、高圧的、一方的な指導にならないようにする必要があります。
 - ・学級や学年、学校全体の問題として捉えさせます。いじめを止められなくても、味方であることを伝えたり、話題を転換したり、誰かに知らせたりする勇気を持たせることが大切です。
- ④ 指導のまとめを行う
 - ・いじめの問題に対して、全教職員が組織的に、真摯に取り組んでいる姿勢を示します。
 - ・「いじめる・いじめられる」行為をなくすだけでなく、心の通う温かい集団をつくります。
 - ・放置によるエスカレートや誹謗・中傷、噂や事実と反することが広がることに注意が必要です。



(4) 学校が行う保護者との連携

ここでは、いじめの把握、児童生徒への聴き取り及び指導と同時に取り組むべき、4-B (P.12 参照)の保護者との連携について説明します。学校いじめ防止対策組織で方針を確認した後、迅速かつ丁寧に対応します。

保護者は自分の子どもがいじめられていても、いじめていても、事実を知ることによって辛い気持ちになります。この心情を十分に理解し、確認した事実や指導の方針を確実に伝え、理解をしてもらうことが大切です。

また、問題が複雑化・長期化しないように、迅速に対応する必要があります。初期対応を見誤ったり、対応が後手に回ったりすると重大事態に至ることもあります。

いじめられている児童生徒の保護者との連携

保護者は、児童生徒が安心して、元気に学校へ通えることを望んでいます。まず保護者の不安や怒りを真摯に受け止めるとともに、教職員と保護者のいじめに対する認識の違いにより、問題が複雑化しないように配慮することが大切です。(※ P.14右上二次元コード)

- ① 速やかに家庭訪問もしくは学校に招き、いじめの事実を保護者に寄り添って正確に伝えます。その際には、いじめられている児童生徒を絶対に守るという学校の姿勢を示し、指導・支援の方針、方策も丁寧に伝えます。
- ② 信頼関係を構築するために、誠実に対応します。人権意識を持ち、いじめられている者の保護を最優先し、いじめられている者の苦しみに共感した姿勢が大切です。保身的で弁明に終始する発言や電話のみ等の簡単な対応は、保護者の不安や怒りをかえって助長してしまうことに留意します。
- ③ 学校への要望や批判は謙虚に聴き、学校に非がある場合は、そのことを率直に認めます。
- ④ 保護者への連絡をこまめに行い、いじめられている者の保護やいじめている者への指導に関することをはじめ、交友関係の変化、いじめられている者の様子等の状況を伝えることが大切です。解決に向けて、継続的に一緒に取り組みます。

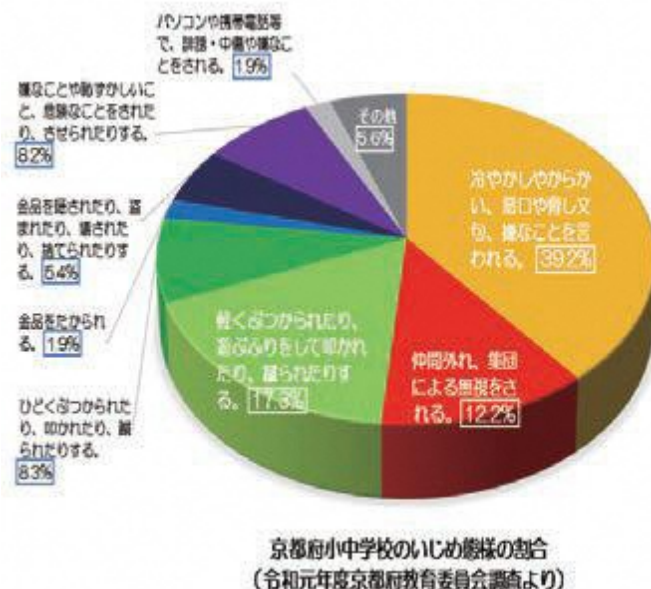
いじめている児童生徒の保護者との連携

学校としての対応について丁寧に説明し、問題を解決するためには保護者の協力が必要不可欠であり、力を合わせて解決をしていく姿勢を示します。さらには、いじめている児童生徒が二度といじめをしないための方策を一緒に考えていくことが大切です。(※ P.14右上二次元コード)

- ① 家庭訪問等により、保護者にいじめの事実を正確に伝えます。併せて、学校の指導・支援の方針、方策を伝えて協力を求めます。事実を認めなかったり、責任転嫁をしたりする保護者に対しては、改めて事実確認をし、学校の方針を粘り強く丁寧に説明し、理解を求めます。
- ② いじめられている児童生徒の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらいます。
- ③ いじめは許されるものではないという毅然とした姿勢は大切ですが、一方で、保護者の心情(怒り、自責の念、今後への不安等)を理解しようとすることも大切です。その姿勢がないままに対応すると、保護者の不信感を高めることにつながります。
- ④ 保護者を責めることなく、誰もがいじめの側にもいじめられる側にもなり得ることを伝え、本人をよりよく成長させたいとの学校側の考えを伝えます。
- ⑤ 保護者としての責任の果たし方や日常での子どもとの接し方等をともに考え、本人の立ち直りを目指して協力を依頼し、学校と保護者で共通理解を図り、継続的に支援します。

(5) 態様別指導と支援

右のグラフはいじめの態様別の割合を示しており、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」や「仲間外れ、集団による無視」等による心理的な影響を苦痛と感じるものが半数以上を占めています。これらの態様は、いじめの状況が直接暴力行為に訴えるものではないという特徴を示しています。暴力行為の有無に着目し、P.2で説明した8つのいじめの態様を2つのグループに分けてみると、それぞれのグループで特徴が見られ、その特徴を十分に捉えることで、態様別の指導や支援に活かしていくことができます。



暴力行為を伴わないいじめの態様について

- 悪口、陰口、無視、仲間外し等の暴力行為を伴わないいじめは、P.2のいじめの態様についての8類型表で、①、②、⑧に多く見られます。
 - ・暴力行為を伴わないいじめは、事象を見つけることが難しい「潜在性」があり、そのため認知までに時間がかかり、「長期化」するおそれがあります。この中で、いじめを発見するためには、「いじめ早期発見チェックリスト」等（P.10参照）を活用するなどして普段の児童生徒の様子を十分に観察し、変化に気付くことができる感度を高める必要があります。
 - ・暴力行為を伴わないいじめは、いじめている者に罪悪感がなく、いじめられている者とのいじめの認識に違いがある場合が多く見受けられます。児童生徒間に認識の違いがある場合には、両者の保護者にも同様の認識の違いが表れることが考えられ、指導・対応を行う際には十分に情報等を整理して指導を行うことが必要です。
- ネットいじめへの対応（P.3の第1章（4）「ネットいじめの理解」参照）
 - ・ネットいじめの発見・通報を受けた場合には、速やかにその内容を確認し、書き込みや投稿等が行われた時間、内容等を保存・記録し、状況証拠を残します。
 - ・教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、また必要に応じて関係機関等とも連携し、当該いじめに係る情報の削除依頼等も含め、いじめへの対処を行います。
 - ・SNS上への書き込みや投稿等は、短時間に拡散する可能性があることに留意し、いじめている者へは厳しく指導するとともに、いじめられた者への心のケアにも十分配慮することが必要です。
 - ・普段から特別の教科道徳やスクールサポーター等の講演を活用して、SNS上での情報モラルや危険性についてしっかりと指導しておくことが大切です。（→巻末資料「家庭で話そう」）
 - ・保護者や教職員等の大人が児童生徒のSNSの利用実態を十分に把握するために、家庭で携帯電話やスマートフォンを使用する際のルールづくりを啓発することが大切です。

暴力行為を伴ういじめの態様について

- 暴力、暴言、強要行為・わいせつ行為等の暴力行為を伴ういじめは、P.2のいじめの態様についての8類型表で、③、④、⑤、⑥、⑦に多く見られます。
 - ・暴力行為を伴ういじめは、目に見える形で事象が発生し、加害者と被害者の構図が比較的是っきりしていることが多くなります。しかし、学校でよく発生しているけんかやふざけ合いであってもけんか等と安易に判断せず、背景にある事情を十分に調査し、いじめの認知の判断を行う必要があります。
 - ・いじめられている児童生徒の生命が暴力行為によって、危険にさらされる可能性がある等の場合は、警察等の関係機関と連携して対処する必要があります。

(6) いじめへの対処の評価・点検 (PDCAサイクル)

本章のまとめとして、いじめへの対処をより実効的なものにするため、P (計画) D (実行) C (評価・点検) A (改善) サイクルによる評価・点検について説明します。

国基本方針には、「学校基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ防止対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおく必要がある」と記されています。

学校で作成されているいじめ対応マニュアル等、いじめ防止のための計画を立てても、実際には実行されていなかったり、計画通り実行さ

れても目的が達成できなかつたりする場合は、学校いじめ防止対策組織において、学校で定めた取組が計画どおり進んでいるかどうかのチェック、いじめの対処の際に行ったことの検証、必要に応じた計画の見直しなども含め、図で示しているように学校のいじめ防止の取組全体をPDCAサイクルを用いて、改善につなげることが大切です。

以上は学校組織として、いじめへの対処を評価・点検することを説明しましたが、教職員一人一人も自らの対処について振り返ることが必要です。次ページに「いじめへの対処チェックリスト」を掲載していますので、学校や教職員の実情に合わせて、チェックリストで自身の行動や対処方法を定期的に点検し、見直し・改善を図ることが、いじめの再発防止や未然防止に効果的です。

PDCAサイクルによる評価・点検



コラム

スクールカウンセラーとまなび・生活アドバイザーの役割

いじめへの対処に当たっては、心理や福祉等の専門的な知識を有する者も構成員とする「学校いじめ防止対策組織」等で対処することが大切です。ここでは、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーのいじめへの対処における役割を説明します。

●スクールカウンセラーの役割

いじめへの対処では、いじめられた者に対してカウンセリングを行うとともに、いじめた者や周りにいる者に対しても必要に応じてカウンセリングを行うことが大切です。学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行について心理の専門的な視点からの助言等を行ったり、いじめの相談や問題行動等に係る情報について教職員と共有しながら、学校いじめ防止対策組織の一員として、対応することが役割です。

●まなび・生活アドバイザーの役割

いじめの背景には、児童生徒の発達、子どもの貧困、虐待等が関係していることも考えられ、福祉の視点でのアセスメント（見立て）が必要な場合があります。まなび・生活アドバイザーは、学校いじめ防止対策組織の一員として、いじめかもしれないという訴えが寄せられたときに、いじめへの対処に向けて、教職員に対応の仕方をアドバイスして保護者と学校の協力関係を構築したり、一緒に保護者との相談に入ったりすることで、保護者への対応が円滑なものとなるようサポートすることが役割です。

教職員がいじめへの対処を行う場合、教育の専門家として対処に当たることは当然ですが、専門的な知識を有するスクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーと連携し、適切なアセスメント及びプランニング（手立て）を踏まえ、組織的に対処することが大切です。

いじめへの対処チェックリスト

本章のまとめとして、「いじめへの対処チェックリスト」を掲載します。教職員一人一人が振り返る項目として、自身の行動、児童生徒・保護者への対応、情報共有を、組織的な対応を振り返る項目として、日々の体制、評価・点検を記載しています。研修会等で定期的に点検し、見直し、改善を図るように努めましょう。

	「教職員の対応」チェック項目	チェック
自身の行動	児童生徒へ笑顔で積極的にあいさつをしている。	
	児童生徒の顔を見ながら出席確認をしている。	
	連絡帳・生活ノート等を確認している。	
	授業において児童生徒同士の話し合いの場づくりを心がけている。	
	休み時間等も児童生徒と一緒にいるようにしている。	
	掃除の仕上がり(机の並び方、ゴミの取り残し等)を確認している。	
	休み時間、清掃時等に積極的に声をかけている。	
	自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解している。	
	「いじめ防止対策推進法」の定義に基づき、いじめられている児童生徒の心情に寄り添って、いじめを認知しようとしている。	
	いじめアンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握している。	
児童生徒・保護者への対応	自校でいじめの防止等のためにやっている校内研修やOJT等の内容を日常の指導に活かしている。	
	児童生徒の提出物や学習用具の忘れ物に気を配っている。	
	児童生徒の体調(腹痛や頭痛等)に気を配っている。	
	児童生徒の服装の汚れや破れ等に気を配っている。	
	児童生徒の間のあだ名や呼び方に気を配っている。	
	児童生徒の不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している。	
	児童生徒の給食や弁当の食べ残しに気を配っている。	
	教室の児童生徒の机の中を確認している。	
	児童生徒のがんばりを伝える通信づくりをしている。	
	気になる児童生徒の家庭への連絡や家庭訪問をしている。	
	児童生徒に対し、いじめは絶対に許せない行為であることを、各教科、特別の教科道徳、特別活動等を通して、計画的に指導している。	
	児童生徒に対し、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している。	
児童生徒や保護者に対し、授業、保護者会、学校便りなどの多様な機会を活用し、いじめ防止のための取組を伝えている。		
児童生徒や保護者に対し、いじめ等についての相談は学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えている。		
児童生徒や保護者に対し、いじめアンケートの結果について必ずフィードバックしている。		

	「教職員の対応」チェック項目	チェック
情報共有	児童生徒の話題を日常的に職員室で取り上げている。	
	気になる児童生徒の情報を職員室で共有している。	
	養護教諭と情報共有をしている。	
	スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザーと情報共有をしている。	
	いじめに関するニュースや研修した内容等を、教職員同士で伝え合っている。	
	学校いじめ防止対策組織のメンバーを知っている。	
	日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を築いている。	
	児童生徒の気になる様子を見聞きしたら、どんな小さなことでも学年職員や管理職等に報告している。	
	少しでもいじめが疑われたら、学校いじめ防止対策組織に報告している。	
	いじめアンケートの回答はその日のうちに確認し、他の教職員と情報共有している。	

	「組織対応」チェック項目	チェック
日々の体制	学校いじめ防止基本方針を、職員会議等で共通理解している。	
	日頃から教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい環境づくりに努めている。	
	いじめ発見の情報がすぐに管理職まで届くような体制づくりをしている。	
	いじめアンケートの結果がすぐに管理職へ報告されるような体制づくりをしている。	
	いじめアンケートの項目や実施方法について、学校いじめ防止対策組織で検討している。	
	学校いじめ防止対策組織の会議を定期的実施している。	
	いじめへの対処について職員研修を実施している。	
評価・点検	いじめの問題に対して、地域・関係機関等との積極的な情報交換・連携できている。	
	学校いじめ防止基本方針を学校HPIに掲載するとともに、保護者・地域や児童生徒へ説明し、意見を募っている。	
	いじめの問題に対する取組状況について、学校評価の項目の中に取り入れ、評価・点検し、必要に応じて改善している。	
	学校いじめ防止基本方針を見直し、必要に応じて改定している。	

※ いじめへの対処チェックリストを各学校で活用する場合に参照してください。



第V章 いじめの重大事態への対処

法では、いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合や、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合を「重大事態」として対処するように定めています。

この重大事態については、京都府内で毎年発生している状況であり、どの児童生徒にも、どの学校・学級にも発生し得ることと捉えなければなりません。本来、重大事態が発生した場合には、学校は、法、学校基本方針及びガイドライン等に基づいて、速やかに対処し、再発防止に向けた取組を全力で進めていく必要があります。

しかしながら、実際の対応においては、重大事態として捉えて対応すべき状況にも関わらず、児童生徒が学校を長期間欠席していても「家庭訪問を定期的に行っているから大丈夫だろう。」などと都合の良い解釈をして調査等を行わなかったことで深刻な状態に発展したり、また、学校が軽微ないじめであると誤った判断したことにより保護者に対して大きな不信を与えたりする事案が発生しています。これらの事案は教職員の重大事態に対する理解不足が要因となっているものと考えられます。

こうしたことから、この章では、法やガイドライン等の内容の中から、最低限、すべての教職員が理解しておくべき重大事態の定義や考え方、調査をはじめとする対処の在り方等について説明しています。

すべての教職員が他人事とせず理解を深めることを通じ、同種の事態の発生を防止するとともに、重大事態が発生した際に不適切な対応とならないよう、重大事態への対応の重要性に対する認識を徹底してください。

なお、実際に重大事態が発生した場合には、必ず、改めて法や各種の基本方針、ガイドラインを参照するようにしてください。

(1) 重大事態とは

法第28条第1項及び第2項では、重大事態の定義、調査を行ったときの対処等について、次のように規定しています。

いじめ防止対策推進法 第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 （略）

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断することとしており、例えば、児童生徒が自殺を企図した場合や精神性の疾患を発症した場合等も想定されます。第2号の「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日の欠席を目安としていますが、一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要です。

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければなりません。また、被害児童生徒や保護者から、いじめられて重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校として「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行います。そして、第2項においては、調査を行ったときは、教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任があることが定められています。

以上については、国基本方針にも示されており、教職員は、法や国基本方針、ガイドラインで重大事態について適切に理解し、いじめにより深刻な被害が生じた状況を十分認識して、いじめられている児童生徒に寄り添い、慎重かつ丁寧に対応することが大切です。(※ P.20右上二次元コード)

(2) 重大事態の事例

以下の事例はガイドラインに示されているもので、いじめにより、このような状況となった場合に、これまで実際に重大事態として扱われたものを示しており、重大事態かどうかの判断に当たっては、これらに留意して総合的に判断し、重大事態を適切に捉えて対処することが必要です。

重大事態の事例

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
 - ② 心身に重大な被害を負った場合
 - ・リストカットなどの自傷行為を行った。 ・暴行を受け、骨折した。
 - ・投げ飛ばされ脳震盪となった。 ・殴られて歯が折れた。
 - ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。 ※
 - ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。 ※
 - ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。 ※
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
 - ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。
 - ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - ・欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。
- ※の事例については、通常このような行為があれば、児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

教育委員会や学校が、「疑い」が生じてもなお、速やかに対応せずに、安易に重大事態として取り扱わないことを選択すれば、被害が深刻化する可能性があります。以下に、ガイドラインに示された「誤った重大事態の判断を行った事例」を紹介しますので、重大事態に該当するかどうかを判断する際に留意してください。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 「誤った重大事態の判断を行った事例等」(P.3)

○「生命心身財産重大事態」(法第28条第1項第1号)の例

明らかにいじめにより心身に重大な被害（骨折、脳震盪等）が生じており、生命心身財産重大事態に該当するにもかかわらず、欠席日数が30日に満たないため不登校重大事態ではないと判断し、重大事態の調査を開始しなかった。結果、事態が深刻化し、被害者が長期にわたり不登校となってしまった。この場合、学校の設置者及び学校は、生命心身財産重大事態として速やかに対応しなければならなかった。



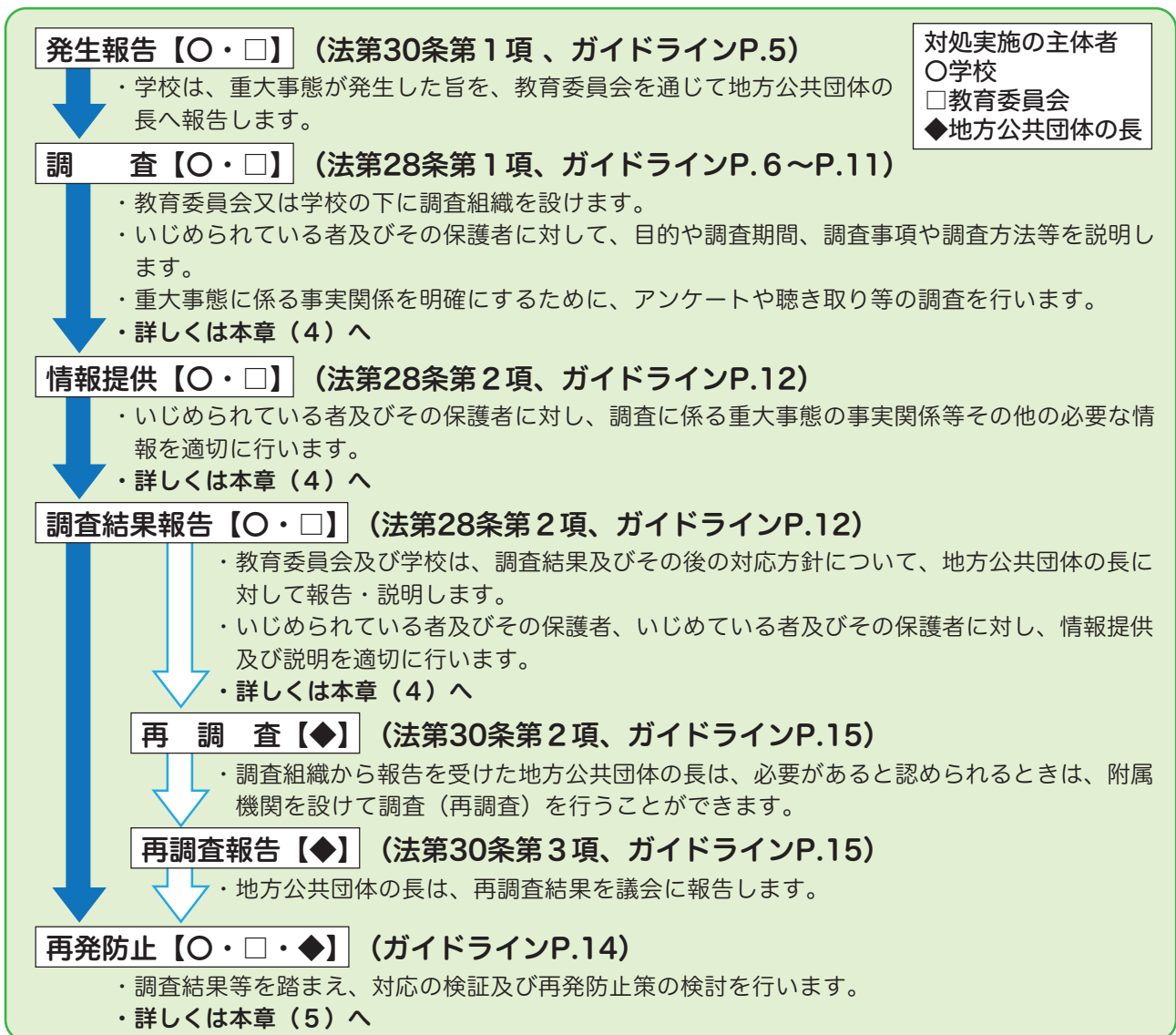
○「不登校重大事態」（法第28条第1項第2号）の例

不登校重大事態の定義は、欠席日数が年間30日であることを目安としている。しかし、基本方針には、「ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者及び学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」としている。それにもかかわらず、欠席日数が厳密に30日に至らないとして重大事態として取り扱わず、対応を開始しない例があった。このような学校の消極的な対応の結果、早期に対処すれば当該児童生徒の回復が見込まれたものが、被害が深刻化して児童生徒の学校への復帰が困難となってしまった。

(3) 重大事態の対処の流れ

重大事態に至った場合、適切に対処するためには、全体的な対処の流れを十分に理解することが重要です。下図にガイドラインの内容を、重大事態の対処の流れとしてまとめましたので参考にしてください。

特に、学校で重大事態への対処を進めていく上では、重大事態が発生した場合に、速やかに教育委員会を通じて地方公共団体の長に報告すること（法第30条第1項による義務）、いじめの事実の全容解明や再発防止のために、いじめられている者及びその保護者等との信頼関係を十分に構築して調査を実施することが重要です。



(4) 学校における重大事態の調査等

(3)において、重大事態に係る調査を進めるために、いじめられている者及びその保護者等との信頼関係を十分に構築する必要性を述べたところですが、調査の過程において、適切な対応ができなければ、その信頼関係を損ないかねないポイントが多く存在します。

ここでは、学校が信頼関係を維持しながら調査等を進める上で特に重要なポイントについて、ガイドラインの内容を以下にまとめましたので、留意してください。

① 調査組織の設置 (ガイドラインP.6)

- ・ 調査組織は、公平性・中立性が確保され、客観的な事実認定を行うことができるように、いじめ事案の関係者と直接の利害関係を有しない者（第三者）を含む構成とします。

② 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等 (ガイドラインP.7～P.10)

- ・ 調査実施前に、いじめられている者及びその保護者に対して、調査目的、調査組織、調査期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について説明します。また、いじめている者及びその保護者に対しても同様に説明します。
- ・ 調査の途中であっても、いじめられている者及びその保護者に対して、必要に応じて調査の進捗等の経過報告を行います。詳細な調査を実施しない段階で、「いじめはなかった」、「学校に責任はない」旨の発言は差し控える。

③ 調査の実施 (ガイドラインP.10、P.11)

- ・ 調査内容については、そのいじめの行為が、いつから、誰から、どのような行為が行われたか、等になります。また、いじめの背景、教職員の対応についても明確にする必要があります。
- ・ 調査方法については、アンケート、聴き取り、各種記録等があります。また、情報を提供した児童生徒を守ることを最優先することが大切です。時間が経過するにつれて、記憶が曖昧になり、事実関係の整理そのものに支障をきたすおそれがあるため、可能な限り速やかに調査を実施するように努めます。
- ・ 調査により把握した情報の記録は、適切に保存します。また、これらの記録の廃棄については、いじめられている者及びその保護者に説明の上、行います。

④ 調査結果の説明・公表 (ガイドラインP.12、P.13)

- ・ 重大事態の調査結果を示された学校は、調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明しなければなりません。
- ・ いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校として、事案の内容や重大性、いじめられている者・その保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することになります。
- ・ 学校は、いじめられている者及びその保護者に対して、公表の方針について説明を行い、調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容をいじめられている者及びその保護者と確認する必要があります。

(5) 重大事態の再発防止

学校は、調査により明らかにされた事実をしっかり向き合い、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければなりません。再発防止については、学校組織と教職員一人一人の対処の見直しをともに図っていくことが重要です。

重大事態の再発防止策の検討を行うことはもちろん、重大事態の発生を防止するためには、日常的な学校のいじめ防止についての取組を振り返ることが重要となりますので、以下のまとめを参考にしてお対応してください。

① 重大事態に至った状況の整理と再発防止策の検討（ガイドライン P.14）

- ・ 調査結果において認定された事実に基づき、教育委員会及び学校が共通理解の場を設定し、重大事態に至った状況の整理を行い、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の取組や対応について検証するとともに、必要な具体策について十分協議し、速やかに再発防止策を講じる必要があります。

② 重大事態の再発を防止するためのいじめ防止の取組と学校基本方針の見直し

（国基本方針 P.27、P.28）

- ・ 重大事態の再発を防止するためには、第Ⅳ章（6）に示したように、学校いじめ防止対策組織において、計画通り取組が進んでいるかどうかのチェック、いじめへの対処の検証、必要に応じた計画の見直し等をPDCAサイクルを用いて学校のいじめ防止の取組全体の改善につなげることが必要です。また、検証等で出された改善点については、学校基本方針に盛り込み、全教職員で共通理解することが重要です。

コラム

このような重大事態の例にも気をつけてください

重大事態は、法第28条にあるように「いじめにより」発生したものです。ここで、今一度、この「いじめ」の定義について確認が必要です。

いじめの定義は法第2条で定められていますが、第1章では、一定の人間関係がある者同士で、一方の児童生徒が心理的や物理的な影響を受け、心身の苦痛を感じているものは、すべてこの法第2条の「いじめ」に該当するという点を第1章で説明したところです。

したがって、暴力により大怪我をしたり、悪ふざけによって心の苦痛を生じたりする場合がいじめに該当することは分かりやすいですが、例えば、好意的に相手のことを思って発言したものや、冗談等でいじめと意図しなかった行為であっても、その結果、心身の苦痛が生じたのであれば、いじめとなり得ます。

そして、十分留意しておきたいのは、こうしたいじめが原因であっても、P.19で示した重大事態の事例のように、長期間（目安は30日）欠席が続いたり、嘔吐や腹痛等の心因性の身体反応が続くような事態に至った場合には、重大事態になり得るということです。

「重大事態」という言葉からは、非常に悪質ないじめによって、生命や心身に重大な被害が生じる事態というイメージを抱くかもしれませんが、「いじめ」の範囲を狭く捉え過ぎてしまうことで、重大事態かどうかの判断を誤ることのないようにしましょう。

いじめの防止等に役立つ参考資料 ～最新情報をチェックすることが重要！～

◎本ハンドブックに掲載したチェックリスト等の資料を各学校がダウンロードして活用できるよう、以下にリンク先を示しています。いじめの未然防止、早期対応、対処等に活用してください。

■いじめの未然防止、早期対応、対処に係る活用資料

～以下の活用資料を右のリンク先に掲載しています。いじめの未然防止や教職員のいじめに気付く感度を高めるチェックリスト、指導・支援の記録様式を校内で活用してください～

◎京都府「いじめ防止等のために」～教職員用ハンドブック～

「いじめの早期発見チェックリスト」

「いじめへの対処チェックリスト」

◎「いじめ事案状況把握シート」

◎「いじめ認知事案一覧表」

◎「京都府いじめ防止基本方針」

(平成26年4月策定、平成30年4月改定)

◎「家庭で話そう～スマホ・ケータイ利用のルールとマナーについて～」
(令和3年3月)



◎本ハンドブックは、法や文部科学省の通知等に基づき作成しています。普段から最新の情報を確認し、すべての教職員で資料を共有しましょう。

■文部科学省「いじめの問題に対する施策」リンク集

いじめに関する法令や定義、国基本方針等はすべての教職員が理解しておく必要があります。校内研修等で活用してください。

【掲載一部紹介】

◎「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

◎「いじめの防止等のための基本的な方針」

(平成25年10月策定、平成29年3月改定)

◎「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月)

◎「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集(学校・教員向け)
(平成20年11月)

◎「生徒指導提要」(平成22年3月) 他



◎京都府のいじめに関する相談窓口を紹介します。児童生徒やその保護者が窓口に相談することがあります。また、学校便りやHPで紹介することはいじめの未然防止や早期発見のきっかけとなります。

■いじめに関する相談窓口～いじめの相談窓口を児童生徒に周知することは未然防止や早期発見につながります～

◎全国统一24時間子供SOSダイヤル【毎日24時間対応】 **0120-0-78310**

◎京都府総合教育センター

◆ふれあい・すこやかテレフォン【毎日24時間対応】 **075-612-3268 (または 3301)**
0773-43-0390

◆メール教育相談(携帯電話の場合は、受信拒否設定を解除してください。)

<http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>

あるいは、**メール教育相談 京都** で検索してください。

◎京都府ネットいじめ通報サイト【毎日24時間対応】

パソコン・携帯電話からは

http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?page_id=118

◎少年サポートセンター(京都府警察本部少年課)ヤングテレホン

【毎日24時間対応】

◎京都いのちの電話【毎日24時間対応】

◎子どもの人権110番

◎子どもと保護者の相談マップ(令和2年12月)



075-551-7500

075-864-4343

0120-007-110

「いじめの防止等のために～教職員用ハンドブック～」(第三版)

平成24年10月初版

平成27年3月第二版

令和3年3月第三版

発行 京都府教育庁指導部学校教育課